

財務省第5入札等監視委員会

令和元事務年度 第1回定例会議審議概要

開催日及び場所	令和元年10月24日（木）東京税関 6階特別会議室第2	
委員	委員 村山周平（村山周平事務所・公認会計士） 委員 中出哲（早稲田大学教授） 委員 藤重由美子（東京八丁堀法律事務所・弁護士）	
審議対象期間	平成31年4月1日（月）～ 令和元年6月30日（日）	
抽出事案	4件	（備考）
1 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：平成31年度 トナーカートリッジ等の調達 契約相手方：株式会社秋山商会 （法人番号8010001036398） 契約金額：@15,033円ほか 契約締結日：平成31年4月1日 担当部局：東京税関
2 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：「国際郵便物税関検査装置の調達」に関する契約 契約相手方：東芝インフラシステムズ株式会社 （法人番号2011101014084） 契約金額：864,000,000円 契約締結日：令和元年6月5日 担当部局：横浜税関
3 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：東京税関大型監視艇建造一式 契約相手方：三菱造船株式会社 （法人番号7020001122958） 契約金額：1,639,000,000円 契約締結日：令和元年6月14日 担当部局：東京税関
4 随意契約（物品役務等）	1件	契約件名：横浜税関本関・横須賀監視艇用軽油の単価契約 契約相手方：横浜マリン石油株式会社 （法人番号9020001029598） 契約金額：102,600円/キロリットル 契約締結日：平成31年4月1日 担当部局：横浜税関
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】 契約件名：平成31年度 トナーカートリッジ等の調達 契約相手方：株式会社秋山商会 (法人番号8010001036398) 契約金額：@15,033円ほか 契約締結日：平成31年4月1日 担当部局：東京税関</p> <p>本件契約概要について説明願いたい。</p> <p>予定価格の算出方法について説明願いたい。</p> <p>1者応札の要因について説明願いたい。</p> <p>1者応札の改善策について説明願いたい。</p> <p>業務委託を行う場合は税関の承認を受けることとなっているが、廃トナー回収について承認を行っているか説明願いたい。</p>	<p>東京税関管内において使用するインターネットパソコンプリンタ及びファックス等のトナーカートリッジについて、単価契約にて調達するものである。</p> <p>3者から見積りを取得し、品目ごとに最も安価なものを採用し、過年度に実施した同一調達にかかる平均落札率を乗じて算出した。</p> <p>入札に参加しなかった者に理由を確認したところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加条件である「製造会社からの出荷証明書」が用意できず参加を断念した ・検討の結果、過年度の落札結果から契約できる見込みがないと判断した <p>との回答であった。</p> <p>以上の理由から、「製造会社からの出荷証明書」の提出条件や過去の落札結果から、1社応札になったものと思料される。</p> <p>「製造会社からの出荷証明書」の発行に期間を要する可能性があることが判明したことから、来事務年度の調達においては、公告期間を長く設ける等の改善を図ることとしたい。</p> <p>契約者の責任、管理のもと、回収作業を行っており、業務委託にあたらないと判断している。 (後刻、契約者に対し、回収業務について製造会社と再委託していないことを確認した。)</p>

意見・質問	回答
<p>【事案2】 契約件名：「国際郵便物税関検査装置の調達」に関する契約 契約相手方：東芝インフラシステムズ株式会社 （法人番号2011101014084） 契約金額：864,000,000円 契約締結日：令和元年6月5日 担当部局：横浜税関</p> <p>本件契約概要について説明願いたい。</p> <p>1者応札の要因について説明願いたい。</p> <p>低落札率の要因について、説明願いたい。</p>	<p>税関では、令和2年度に予定されている東京オリンピック・パラリンピックに向けテロ対策の強化が求められているところ、郵便物を利用したテロ物資の流入も懸念されている。</p> <p>本件は、テロ対策の強化として、川崎外郵出張所において郵便物の効率的かつ適切なテロ対策を講じられる検査装置の調達をおこなうものである。</p> <p>本件の入札参加資格は、その予定価格から本来「A」等級であるところ、より多くの入札参加者を確保するため、1級下位の「B」等級を加えて入札公告を行った。</p> <p>本件装置は、自動搬送コンベア上に、大きさや重量の異なるさまざまな国際郵便物を検査するためのX線検査装置や高感度の外装読取装置を有し、それらを通して得られた画像情報とその他の各種情報を照らし合わせ、不審郵便物を抽出する構成となっており、装置一体のシステム構築に高度な技術が必要とするほか、機器のベンダーが多岐にわたることから組織的な管理調整能力を求められ、結果として実施可能な者が限られたことが1者応札となった要因と考えられる。</p> <p>予定価格については、入札説明会の参加者から徴した参考見積をもとに積算した。</p> <p>落札者は同業他社との競争において、先行してノウハウを蓄積し技術力を高めることで、業界における優位性を確保したいという強い意向があり、入札前に積算していた見積価格よりも著しく低い価格で応札したことが、低落札率の要因となったと考えられる。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案3】 契約件名：東京税関大型監視艇建造一式 契約相手方：三菱造船株式会社 (法人番号7020001122958) 契約金額：1,639,000,000円 契約締結日：令和元年6月14日 担当部局：東京税関</p> <p>本件契約概要について説明願いたい。</p> <p>1者応札の要因について説明願いたい。</p> <p>高落札率となった要因について説明願いたい。</p>	<p>新潟税関支署配備の監視艇「つばさ」は、平成12年3月に横浜税関に配備され、平成20年4月に東京税関に所管換えされたものである。配備から20年が経過し、経年使用による船体部・機関部等の運航に支障をきたす故障の頻度が高くなっていることから、後継艇を建造するものである。</p> <p>本件の入札資格は「A」等級であるところ、より多くの入札参加者を確保するため、1級下位の「B」等級を加えて入札公告を行った。入札公告後、入札説明書を受領した業者は1者のみであったことから、複数者に対し入札参加への懇諭を行うものの、他の建造船を受注しており船台が埋まっているため入札に参加することができないと回答を受けた。</p> <p>以上の理由から、1者応札の要因は受注のための船台を確保できないことから、入札へ参加しなかったと思料される。</p> <p>本件調達における予定価格については、船舶建造の設計業者が作成した船価計算書（建造仕様書に対する建造代金を示した計算書）に基づき積算したものである。</p> <p>高落札率の要因は、上記の計算書に基づき適切な価格が算出されたこと、及び1回目の入札で入札基準価格を下回らず、更に3回の再度入札を実施したことが要因と考える。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案4】 契約件名：横浜税関本関・横須賀監視艇用軽油の単価契約 契約相手方：横浜マリン石油株式会社 (法人番号9020001029598) 契約金額：102,600円/キロリットル 契約締結日：平成31年4月1日 担当部局：横浜税関</p> <p>本件契約概要について説明願いたい。</p> <p>1社応札の要因について説明願いたい。</p> <p>予定価格について説明願いたい。</p> <p>契約価格（単価）の妥当性の観点から、市場価格の変動に伴う見直し状況について説明願いたい。</p>	<p>横浜港区と横須賀港区で運用する監視艇2艇の燃料として使用する軽油を調達する契約である。消防法の規制により陸上からの給油は指定数量1,000リットル以下に制限されるため、給油方法を給油船によるバージ給油方式としている。</p> <p>東京湾で軽油を取扱い、かつ給油船での給油が可能な業者が少ない。また、以前は2社が参加していたが、うち1社が他官庁での契約に至ったことから人手不足となったため入札参加ができず、以降1社応札の状況となっている。</p> <p>本件契約が実施可能な複数者に対し、仕様内容及び調達予定数量を示したうえで価格調査を実施し、その価格に基づき積算を行っている。最新の実勢価格を基に積算している。</p> <p>市場価格の変動に対しては、契約書及び仕様書において、市場価格が著しく変動した時は協議の上契約金額を改定できる旨を規定している。市場価格の変動は「旬刊デジタル物価版（石油製品編）」を用いて定期的にチェックを実施しており、その結果を受けて遅滞なく契約金額に反映させていることから、常に単価の妥当性が維持されている。</p>